

徳島県情報公開・個人情報保護審査会答申情第151号

第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 公文書公開請求

平成30年7月19日、審査請求人は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「〇〇市〇〇町の農地転用から太陽光発電に関する書類全部 農林水産部〇〇」の公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

平成30年9月13日、実施機関は、本件請求に係る公文書については、「〇〇市〇〇町における農山漁村再生エネルギー法を活用した設備整備計画（太陽光発電）に係る書類一式（以下「本件書類」という。）」と特定し、条例第8条第1号及び第2号に規定する情報に該当する部分を非公開とする公文書部分公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

平成30年10月17日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して審査請求を行った。

4 諮問

令和2年3月31日（同年4月2日受付）、実施機関は、徳島県情報公開審査会（現徳島県情報公開・個人情報保護審査会）に対して、本件審査請求につき諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

あるべき書類と印影が隠れた。インペイを確認した為。

2 審査請求の理由

県は、公開した書類にあるべき書類（同意書等の本人が署名）した書類等、又、〇〇市農業委員会から提出された議事録等がないので、又、抜き取った書類を出せと主張する。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された弁明書によると、本件処分の理由及び審査請求人の主張に関する説明は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件処分の理由

本件請求における「〇〇市〇〇町の農地転用から太陽光発電に関する書類全部」を本件書類と特定し、条例第8条第1号及び第2号に該当すると判断される情報については、公開しないこととした。

(2) 審査請求人の主張に関する説明

審査請求人が請求した文書は、本件処分に係る文書が全てである。

第5 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

| 年月日 | 内容 |
|--------------------------|----|
| 令和2年 4月 2日 | 諮問 |
| 令和7年 1月29日 第3部会（第16回） | 審議 |
| 同 年 2月20日 第3部会（第17回） | 審議 |

第6 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 本件請求に係る公文書について

実施機関は、本件請求に係る公文書を本件書類と特定して本件処分を行っている。

これに対して審査請求人は、あるべき書類がないと主張しており、特定した公文書の不足を主張していると解されることから、以下、本件公文書の特定の妥当性について検討する。

2 本件公文書の特定の妥当性について

実施機関の弁明によると、特定した書類のうち、条例第8条第1号及び第2号に該当する情報については非公開とし、その他の情報は公開したとのことである。

審査請求人があるべき書類と主張する「同意書等の本人が署名」は、〇〇市〇〇町における農山漁村再生エネルギー法を活用した設備整備計画（太陽光発電）に関して当事者が同意した書類であると解される。また、「〇〇市農業委員会から提出された議事録等」は、〇〇市〇〇町における農山漁村再生エネルギー法を活用した設備整備計画（太陽光発電）に関して〇〇市農業委員会と徳島県〇〇総合県民局の協議に関する

る書類であると解される。

当審査会において、本件処分により公開した文書を確認したところ、太陽光発電設備の設置を目的とする地上権設定契約を締結していることから、当該契約証書が農山漁村再生エネルギー法を活用した設備整備計画（太陽光発電）に関して当事者が同意した書類と認められる。また、平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇農委第〇〇号 設備整備計画の認定に係る協議について（回答）において、〇〇市農業委員会から徳島県〇〇総合県民局に対して農山漁村再生エネルギー法を活用した設備整備計画に関する回答をしていることから、当該公文書が〇〇市農業委員会と徳島県〇〇総合県民局の協議に関する書類と認められる。

以上により、実施機関による本件公文書の特定は妥当なものである。

3 非公開情報である条例第8条第1号及び第2号の該当性について

当審査会において、本件請求に係る公文書を見分したところ、本件処分において実施機関が非公開とした部分は、いずれも条例第8条第1号及び第2号に掲げる非公開情報に該当するものと認められるから、これらの部分を非公開とする実施機関の説明に、不合理な点は認められない。

4 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

徳島県情報公開・個人情報保護審査会第3部会委員名簿

(50音順)

| 氏名 | 職業等 | 備考 |
|--------|--------------|-----|
| 岩田 晴美 | 四国大学生生活科学部教授 | |
| 遠藤 理恵子 | 弁護士 | 部会長 |
| 田中 里佳 | 公認会計士、税理士 | |
| 橋本 正成 | 弁護士 | |